

専門実践教育訓練明示書

講座の名称	社会福祉士養成所 通信課程		
実施方法	① 通学（昼間・夜間・土日） ② 通信 スクーリング(回数 3 回)		
指定講座番号	7 3 0 1 8 — 1 5 1 0 0 1 — 0		
講座の創設年月日	専門実践教育訓練給付金 対象講座の指定期間 平成13年4月1日	過去一 年の講 座実 績 平成30年 3月 31日まで	入講者数(730 人) 修了者数(689 人)
訓練期間	18ヶ月	総訓練時間	3240時間
1. 教育訓練目標			
①取得目標とする資格の名称、目標レベル	<input checked="" type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格（社会福祉士） <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程（ ） <input type="checkbox"/> 専門職学位（ ） 教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等		
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	厚生労働省		
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	大学等で指定科目を履修した者 社会福祉士一般養成施設を卒業した者		
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、病院・診療所等		
2. 教育訓練の内容			
教科（カリキュラム）	時間	使用教材名	
人体の構造と機能及び疾病	90時間	印刷教材等	
心理学理論と心理的支援	90時間	印刷教材等	
社会理論と社会システム	90時間	印刷教材等	
社会保障	180時間	印刷教材等	
社会調査の基礎	90時間	印刷教材等	
相談援助の基盤と専門職	180時間	印刷教材等	
相談援助の理論と方法	360時間	印刷教材等	
地域福祉の理論と方法	180時間	印刷教材等	
福祉行財政と福祉計画	90時間	印刷教材等	
福祉サービスの組織と経営	90時間	印刷教材等	
現代社会と福祉	180時間	印刷教材等	
高齢者に対する支援と介護保険制度	180時間	印刷教材等	
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	90時間	印刷教材等	
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	90時間	印刷教材等	
低所得者に対する支援と生活保護制度	90時間	印刷教材等	
保健医療サービス	90時間	印刷教材等	
就労支援サービス	45時間	印刷教材等	
権利擁護と成年後見制度	90時間	印刷教材等	
更生保護制度	45時間	印刷教材等	
相談援助演習	450時間(うち45時間は面接授業)	印刷教材等	
相談援助実習指導	270時間(うち27時間は面接授業)	印刷教材等	
相談援助実習	180時間	印刷教材等	
3. 受講者となるための要件（この講座を受講するために必要とされている条件など）			
①受講するに当たって必要な実務経験等	大学卒業 3年制の短大卒業の時は指定施設における相談援助1年の実務経験 2年制の短大卒業の時は指定施設における相談援助2年の実務経験 指定施設における相談援助4年の実務経験		
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	必須技能等はなし		
③その他			

〔特記事項〕

--

専門実践教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況 ※平成27年度に新規指定

(1) 資格取得状況

① 前年度の修了者数	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	人	受験率(③/②)		%
④ ③のうち合格者数	人	合格率(④/③)		%
⑤ ②(入講数)のうち就職者数 ※1	人			
⑥ ②(入講数)のうち在職者数 ※2	人	就職・在職率(⑤+⑥/②)		%

※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。

この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数		人		
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	人	②A: 就業者計	
	2 非正社員、派遣社員	人		
	3 その他の就業(自営業等)	人		
	4 学生	人		
	5 求職中	人	②B: 非就業者計	
	6 その他(主婦、無職等)	人		
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	人		
	3 社内外の評価が高まる	人		
	4 円滑な転職に役立つ	人		
	5 趣味・教養に役立つ	人		
	6 その他の効果	人		
	7 特に効果はない	人		
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 希望の職種・業界で就職できる	人		
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	人		
	4 趣味・教養に役立つ	人		
	5 その他の効果	人		
	6 特に効果はない	人		
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	人		
	4 就職していない	人		
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	
	2 おおむね満足	人		
	3 どちらとも言えない	人		
	4 やや不満	人		
	5 大いに不満	人		

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法

印刷教材による学習後提出したレポートの添削指導を行い、成績を評価する。面接授業は終了時テストを行い、成績を評価する。

(通信制講座の場合)
スクーリングの実施場所、時期、期間・回数

札幌、仙台、盛岡、山形、郡山、東京、松本、静岡、名古屋、金沢、大阪
岡山、福岡、鹿児島、那覇。18ヶ月のうち、72時間を3回に分けて行う

専門実践教育訓練明示書

6. 受講効果の把握方法																		
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的な基準)	課題レポートの評価が6割以上あること。面接授業の知識の把握が6割以上あること。																	
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	国家試験																	
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	すべての履修科目の成績が6割以上である																	
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	印刷教材による学習後提出したレポートの添削指導を行い、成績を評価する。面接授業は終了時テストを行い、成績を評価する。																	
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法																		
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	課題レポート作成について、ホームページ上の掲示板や電子メール等を用いて助言や情報提供を行う。																	
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の人事情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	国家試験受験対策を目的とした研修や模擬試験を実施。																	
8. その他の事項																		
指定教育訓練実施者名及び代表者名	一般財団法人 日本総合研究所		(代表者名: 岸田良平)															
住所及び連絡先	東京都港区赤坂四丁目8番20号		TEL052-483-7311															
施設名称及び施設長名	一般財団法人 日本総合研究所		(施設長: 岸田良平)															
住所及び連絡先	愛知県名古屋市中村区則武本通1-38		TEL052-483-7311															
苦情受付者	氏名 中野義之 所属 社会福祉士養成所	事務担当者	氏名 水谷努 所属 社会福祉士養成所															
連絡先	TEL 052-569-5628	連絡先	TEL 052-569-5628															
専門実践教育訓練経費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		416,000 円 実習免除の方は276,000															
支払い方法 ① <u>一括払</u>	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		10,000 円															
	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="text-align: right;">416,000 円 実習免除の方は276,000</td> </tr> <tr> <td>第1期</td> <td style="text-align: right;">136,000 円 実習免除の方96,000</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td style="text-align: right;">140,000 円 実習免除の方90,000</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td style="text-align: right;">130,000 円 実習免除の方90,000</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>第5期</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>第6期</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">(うち、必須教材費 6,000 円)</td> </tr> </table>		416,000 円 実習免除の方は276,000	第1期	136,000 円 実習免除の方96,000	第2期	140,000 円 実習免除の方90,000	第3期	130,000 円 実習免除の方90,000	第4期	円	第5期	円	第6期	円	(うち、必須教材費 6,000 円)	
	416,000 円 実習免除の方は276,000																	
第1期	136,000 円 実習免除の方96,000																	
第2期	140,000 円 実習免除の方90,000																	
第3期	130,000 円 実習免除の方90,000																	
第4期	円																	
第5期	円																	
第6期	円																	
(うち、必須教材費 6,000 円)																		
② 分割払																		
③ 両方可能																		
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)		0 円															
	① 任意の教材費 (税込額)		0 円															
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)		0 円															
	③ 施設維持費 (税込額)		0 円															
	④ その他 (法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)		0 円															
	3. 総額 (1+2) (税込額)		0 円															

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料（最大3年分）に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。
このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。
なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。
- (4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。
また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものと認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。